

ID: 61

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	村田町民体育館条例 第9条		
例規番号	昭和53年条例第33号		
【基準】			
第9条及び村田町民体育館条例施行規則第14条の規定による。 (使用料の減免)			
第9条 町長は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。			
(減免の範囲及び申請)			
第14条 条例第9条の規定により使用料を減免できる範囲及び減免率は、別表のとおりとする。			
2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用料減免申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日